

# 第86回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和4年11月15日（火）  
午後2時

場所：第一庁舎7階  
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課



## 第 86 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和 4 年 11 月 15 日 (火) 午後 2 時

場 所 第一庁舎 7 階 第一・第二委員会室

### 1 開 会

### 2 長野市あいさつ

### 3 報告事項

(1) 長野市立地適正化計画について

### 4 議 事

#### (1) 審議事項

議案 1 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について

【資料 1】

#### (2) 調査事項

ア 長野都市計画ごみ処理場の廃止について

【資料 2】

#### (3) その他

### 5 その他

### 6 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

- 1 番 高瀬 達夫 (信州大学工学部 准教授) = 欠席  
2 番 梅干野 成央 (信州大学工学部 准教授)  
3 番 柳沢 吉保 (長野工業高等専門学校教授)  
4 番 跡部 美幸 (長野県司法書士会長野支部司法書士理事)  
5 番 伊東 亮一 (公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事) = 欠席  
6 番 若林 祥 (長野市議会議員)  
7 番 青木 敏明 (長野市議会議員)  
8 番 和田 一成 (長野市議会議員)  
9 番 竹内 茂 (長野市議会議員) = 欠席  
10 番 塩入 学 (長野市議会議員) = 欠席  
11 番 松井 英雄 (長野市議会議員)  
12 番 伊藤 隆三 (長野商工会議所 副会頭)  
13 番 小池 宏明 (長野農業協同組合 常務理事)  
14 番 酒井 國夫 (長野市民生委員児童委員協議会 副会長)  
15 番 挟間 孝 (NPO 法人ヒューマンネットながの 理事長)  
16 番 伊藤 宗正 (長野市商工会 副会長)  
17 番 小澤 知幸 (国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長)  
代理 関口 広喜 副所長  
18 番 吉川 達也 (長野県長野建設事務所 所長)  
19 番 福澤 政徳 (長野中央警察署 署長)  
代理 辻 裕一郎 交通第二課長  
20 番 青木 保 (長野市農業委員会 会長) = 欠席

---

◎説明のための出席者

都市整備部長	北 澤	善 幸
都市計画課長	桑 原	武 彦
都市計画課長補佐	飯 島	章 弘
都市計画課係長	藤 澤	大 輔
都市計画課係長	西 山	建 吾
都市計画課主査	柳 沢	一 欽

建築指導課長	前 田	伸 一
建築指導課長補佐	三 浦	敦
建築指導課係長	宮 下	慶太郎

廃棄物対策課長補佐	唐木田	雅 彦
廃棄物対策課長補佐	中 嶋	隆 夫

生活環境課主幹	藤 原	慶 治
---------	-----	-----

◎事務局出席者

都市計画課主幹	児 玉	基 昭
都市計画課主事	松 木	佑太郎
都市計画課主事	高 木	茉 央

---

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第86回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務める都市計画課の児玉と申します。初めに、本日の審議会は公開となりますのでご了承ください。会議に先立ち、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数は委員20名の過半数です。本日ご出席の委員は現在15名ですので、会議は成立となります。なお、高瀬委員、伊東亮一委員、竹内茂委員、塩入学委員、青木保委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日の進行につきましては、お配りしております「次第」に従って進めてまいりますが、その前に資料の確認をお願いします。

本日の資料は、資料1、資料2です。ご確認いただき、不足のある方はお申し出ください。それではお手元の次第に従って進めます。

初めに、都市整備部 部長の北澤からご挨拶を申し上げます。

---

◎長野市あいさつ

○事務局 こんにちは。都市整備部長の北澤です。委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、本日の審議会にご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また、日頃から当審議会をはじめ、長野市政についてご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置についてなど、審議事項と調査事項をそれぞれ1件ご審議いただきます。委員の皆様方の幅広いご見識から多くのご意見、ご助言を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

また、今回の審議会から市議会議員代表の委員さんが、5名お替りになりました。皆様方には本市のまちづくりにおきましてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波のオミクロン株対応ワクチン接種など、本市においても対応を図って参りましたが、昨日、第8波が到来したとの報道がありました。一日も早く平穏な日常を取り戻し、社会経済活動や市域全体の活性化に繋げて参りたいと考えておりますが、それにはまず、おひとりおひとりの健康が大切となります。委員の皆様におかれましても、ご自愛いただき、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○司会 続いて、新たに委員になられた方を、都市計画課 課長の桑原からご紹介

申し上げます。紹介を受けられた新任委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○事務局 都市計画課 課長の桑原でございます。先程の部長挨拶でも申し上げましたが、このたび委員会等の改選の関係で、市議会議員の委員さん6名のうち5名の議員の皆様が交代となりました。時間の都合もありますので、恐縮ではございますが、新任委員の皆様のお手元に委嘱書をご用意させていただきましたので、よろしく申し上げます。

それではご紹介申し上げます。市議会議員 若林祥 様、同じく市議会議員 青木敏明 様、同じく市議会議員 和田一成 様、同じく市議会議員 松井英雄 様、本日ご欠席ではございますが、同じく市議会議員 塩入学 様、以上5名の皆様です。また、本日ご欠席の市議会議員 竹内茂 様は改選前に引き続き、委員にお就きいただいております。皆様の任期につきましては、「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定により、令和6年3月末までとなります。よろしく申し上げます。

○司会 続きまして、次第3 報告事項について事務局から報告します。

○事務局 令和4年8月5日の第85回長野市都市計画審議会において審議された議案は、次のとおり処理されましたので報告します。(1)長野市立地適正化計画(令和4年9月一部改定) 令和4年9月16日 長野市公告 第426号、以上です。

○司会 これから議事に移りますが、その前にマイクの操作について説明いたします。発言される際はお近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきながらご発言をお願いします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認願います。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いします。

---

## ◎議事

○議長 皆様方にはお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は審議事項が1件、調査事項が1件です。皆様方からご意見をいただきながら、実りある会議にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いします。なお、本日の議事録の署名は、梅干野委員さんと、伊藤宗正委員さんをお願いしたいと思います。

では、議事に入ります。議案1号 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 建設部建築指導課 課長の前田と申します。よろしく申し上げます。議案 1 号 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、長野市都市計画審議会に諮問をさせていただきます。前回の審議会では、調査事項として概略を説明し、重複する部分もごさいますが、本日改めて説明いたします。

それでは資料 1 の最初のページ、下のスライドをご覧ください。まず、建築基準法第 51 条ただし書きに基づく許可について説明いたします。建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場などをはじめ、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築等をしてはならないとされております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合や、政令で定める規模の範囲内などについてはこの限りでないと定められております。なお、都市計画法の規定により、都市計画に定めるべきものについて一般廃棄物の処理施設は市町村、産業廃棄物の処理施設は広域的な見地から決定すべきであるとして、都道府県が定めるべきとなっております。

次のスライドをご覧ください。政令で定める処理施設については、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 により、1 号に規定されるごみ処理施設これは一般廃棄物の処理施設で、それから 2 号に規定される産業廃棄物の処理施設が該当します。施設の具体的な内容については廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃棄物処理法の施行令に規定されるものとなります。

下のスライドをご覧ください。廃棄物処理法の施行令から、一般廃棄物の場合は処理品目や処理内容に関わらず、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の場合が規制の対象です。

産業廃棄物の場合は、処理品目や処理方法により異なりますが、今回の許可に関する品目としては廃プラスチック類の破碎施設と木くずやがれき類の破碎施設で、いずれも 1 日当たりの処理能力が 5 トンを超えるものが対象です。

次のスライドをご覧ください。ただし、用途地域が工業地域や工業専用地域の場合には制限の緩和があり、廃プラスチック類の破碎施設は 1 日当たりの処理能力が 6 トン以下のもの、木くずやがれき類の破碎施設は 100 トン以下のものが許可不要です。なお、本件は一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理を行う廃棄物処理施設です。また、1 日当たりの処理能力がそれぞれ許可不要である規模を超える計画のため、建築基準法第 51 条の許可が必要となります。先ほどの建築基準法の説明で申し上げたとおり、都市計画法の規定により、一般廃棄物の処理施設の位置については長野市都市計画審議会の議を経て許可することとなりますが、産業廃棄物の処理施設の位置については県の都市計画審議会の議を経て許可することとなりますので、本審議会のご意見を伺った上で、その内容をふまえて県の都市計画審議会へ付議することとなります。

次のスライドをご覧ください。許可申請の概要について説明いたします。申請者は長野市大字大豆島 3397 番地 6、直富商事株式会社 代表取締役 木下繁夫です。建築場所は長野市大字大豆島字上之島 3577 番地 2 他です。敷地及び建築物等の概要についてですが、用途地域

は市街化区域の工業専用地域です。敷地面積は 9351.79 m<sup>2</sup>、主要用途は廃棄物処理施設で、工事種別は新築です。建築規模は記載のとおりで、選別処理棟、事務所棟、ストックヤード棟の 3 棟を建築する計画です。具体的な敷地の位置や建物配置は後ほど説明いたします。

次のスライドをご覧ください。許可申請の理由について説明いたします。令和 3 年 7 月の豪雨災害により、申請者が所有する工場の 1 つである篠ノ井山布施の秋古工場が土砂崩れの被害を受け、施設の一部が使用できない状態となりましたが、復旧土木工事は長期化の見込みで、現在も被災施設の復旧時期の目途は立っておりません。これに伴い、経済活動で生ずる廃棄物の滞留を防ぐため、被災した秋古工場の処理機能を本社工場のある大豆島東工業団地の工業専用地域に移し、従来行っていた中間処理を早期に再開したいとのことです。併せて、市内で大規模災害が発生した場合、被災した家庭から大量に出される災害ごみは一般廃棄物であることから、市が受け入れできない分について、要請に応じて受け入れ処理ができるよう、一般廃棄物処理の許可も追加取得するものです。

また、低炭素社会の実現に寄与するものとして、石炭などの代替燃料として注目されている RPF という再生固形燃料、これは廃プラスチック類や木くず、繊維くず、コーヒーかすやお茶殻などを混ぜ合わせて固めたもので、この RPF の製造施設の新設も計画しております。以上の理由から、一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設の新設を計画しており、許可の申請をするものです。

次のスライドをご覧ください。建築基準法第 51 条の許可が必要となる処理の内容、処理能力について説明いたします。本施設では、破碎、選別、圧縮・結束、圧縮・固化、切断という 5 種類の間接処理を行う計画です。一般廃棄物と産業廃棄物は同一の機械を用いて処理しますが、廃棄物の出どころによって呼び名が異なり、廃棄物処理法や建築基準法では、それぞれ異なる許可対象となっております。

一般廃棄物の許可に係る機械の処理能力は表のとおりです。このうち、処理内容欄に丸数字を付したものの、①粗破碎機、②二軸破碎機、③一軸破碎機については次で説明する産業廃棄物処理と共用する機械です。

次のスライドをご覧ください。産業廃棄物の許可に係る処理能力は表のとおりです。産業廃棄物の場合、今回の計画で許可が必要となるのは破碎のみで、先ほどの一般廃棄物の表に記載の①②③の破碎機と重複するものです。

次のスライドをご覧ください。申請敷地の位置は、M ウェーブから南に向かう、県道三才大豆島中御所線の東側に位置する大豆島東工業団地内です。

次のスライドをご覧ください。敷地周辺の施設ですが、都市計画法に定める用途地域が工業専用地域ということもあり、申請地から 500m の範囲内には教育施設や福祉施設等はありません。

次のスライドをお願いします。申請敷地の隣接地は直富商事の本社工場や本社第二工場、技術研修室の事務所です。また、近隣には株式会社角藤の本社工場や東部浄化センターが立

地しております。

次のスライドをご覧ください。周辺土地利用状況についてです。右上に凡例を示しておりますが、敷地の東西・南側はオレンジ色で表示しているとおりに非住宅地で、各種工場が立ち並んでおります。また、北側は緑色で表示しているとおりに市街化調整区域であり、農業振興地域の農地として土地利用がされ、住宅等は建っておりません。

次のスライドをご覧ください。こちらは航空写真で見た土地利用状況です。

次のスライドをお願いします。搬入・搬出に伴う車両の経路について説明いたします。赤が搬入、緑が搬出のルートを示しております。搬入・搬出は現在の本社工場や本社第二工場への車両運行経路と同じルートとなりますが、現況の交通量調査を実施し、処理施設の新設により増加する車両台数を加え、交通量予測の検証を行っております。その結果、車両が出入りすることとなる主要な交差点3箇所において、許容量を下回り、通行する台数も現状とほぼ変わらないという予測結果となりました。

次のスライドをご覧ください。敷地周辺の搬入・搬出経路の道路状況ですが、工業地域や工業専用地域として整備しているため、大型車両も通行可能な幅員です。

次のスライドをお願いします。現在の敷地周辺の状況はご覧のとおりです。

次のページをお願いします。敷地内の建物配置計画と選別処理棟の平面計画です。左側の配置図をご覧ください。建築物は規模の大きなものから順に、選別処理棟、ストックヤード棟、事務所棟の3棟を計画しております。右側の平面図をご覧ください。選別処理棟には①②③で示す廃棄物を選別してまとめるライン、④⑤のRPF（再生固形燃料）を製造するライン、⑥の破碎処理を専門に行うラインを設置する予定です。⑦は長すぎるものや大きすぎるものを各ラインへ送る前に大まかに切断するためのもので、重機に取り付けるタイプの切断アタッチメントです。左側の配置図をご覧ください。ストックヤード棟には秋古工場にある⑧石膏ボードの選別機を置く予定です。

次のスライドをご覧ください。それぞれの処理施設の詳細です。前のページ①から⑧を番号順で並べたものです。選別ラインとしては①粗破碎機で廃棄物を細かく破碎し、②選別施設で廃棄物の選別を行い、③圧縮・結束施設で廃棄物の圧縮・結束を行います。RPF製造ラインとしては④一軸破碎機で廃プラスチックなど軟質系の廃棄物を破碎し、⑤熱圧縮成形機でRPFを製造します。

次のスライドをご覧ください。⑥は破碎施設として木くずなどの硬質系廃棄物を破碎する二軸破碎機、⑦は切断施設として長尺物を切断するために重機に取り付ける切断アタッチメント、⑧はストックヤード棟に設置する石膏ボードの選別施設ですが、これは被災した秋古工場から移設するものです。

次のスライドをお願いします。建築物の立面形状です。ストックヤード棟は平屋建て、最高高さ約10.2m、事務所棟は2階建て、高さ約7.3mの予定です。

次のスライドをご覧ください。選別処理棟の立面計画です。軒の高さ13.8m、最高高さ約

18mです。

次のページをお願いします。環境影響調査では、敷地周辺の4箇所で見況の環境調査を行い、その数値に今回の計画施設から発生する騒音や振動等の想定値を合わせた予測値を出しております。申請地の工業専用地域は、騒音規制法・振動規制法のいずれも規制対象外の地域ですが、申請者は自主規制値を定め、その基準値以下に収まるよう配慮しております。騒音レベルの自主規制値は、騒音規制法で工業地域に当てはめられる第4種区域の規制値である70dBとしております。最も騒音レベルが高いと予想されている東側境界線で68.6dBであり、自主規制値を下回っております。振動レベルの自主規制値は、振動規制法で工業地域に当てはめられる第2種区域の規制値である70dBとしております。こちらも振動レベルが最も高い予測となる東側境界線で57.4dBとなっており、自主規制値を下回っております。粉じんのレベルの予測値は、環境基準を大きく下回る結果となっております。なお、騒音振動が最も高い予測となっている東側隣地ですが、申請者が駐車場と事務所として利用している敷地のため、申請者以外への影響は小さいものと判断されます。

次のスライドをご覧ください。産業廃棄物処理施設の敷地に関する長野県都市計画審議会の判断基準に基づき、申請の計画がどのように配慮されているか説明いたします。はじめに周囲の状況ですが、判断基準の1点目として『宅地化や市街化が促進される区域ではないこと』については、申請地は工業の利便性を増進する工業専用地域に位置し、住宅の建築は制限されております。また、北側一帯は市街化調整区域であり、農業振興地域にも指定されていることから、今後も敷地周辺の宅地化・市街化が促進される可能性は低いと考えられます。また、事業内容も工業専用地域の土地利用に整合するものです。判断基準2点目として『近隣に教育施設や福祉施設が存在しないこと』については、直近の幼稚園が直線距離で約500mの位置にあるものの、本件敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んだ反対側に位置しており、事業用車両の搬入搬出ルートからも外れております。また、福祉施設、小中学校、医療施設についても1km以上離れており、敷地周辺には通学路もありません。判断基準3点目として『災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと』については、平坦な地形で土砂災害の発生は想定されず、また地盤の液状化の可能性もない区域となっております。水害については、大豆島東工業団地とその周辺一帯は浸水想定が1,000年確率で3から5m未満とされており、浸水の可能性がある区域ではありますが、今回の許可に係る廃棄物に危険物等はなく、また水害が予測される場合には流出の恐れがある廃棄物は屋内に収納し、建物のシャッターを閉めると共に、細かいものについては蓋付きの鋼製容器に保管して、敷地外への流出を防ぐ対策をとる計画です。

次のスライドをご覧ください。環境への配慮として『施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められること』という点について、申請敷地のある工業専用地域は騒音規制法及び振動規制法の規制対象区域外ではありますが、申請者は自主規制基準値を定めて施設稼働後の騒音と振動の予測値が、その値を超えていないことを確認

しております。隣接する本社工場や本社第2工場も同様に規制対象区域外となっておりますが、これまでも自主規制値以下であることを毎月測定確認していると共に、周辺地区や用水組合と環境保全協定を結んでおり、地区との環境懇談会において測定結果を報告しています。また、粉じんについても環境基準を下回る予測結果となっており、環境への配慮がなされていると判断できます。運搬車両の周辺地域への影響ですが、1点目として『交通渋滞による道路交通に支障がないこと』については収集運搬車両が通行予定の交差点の現況交通量を調査し、新たな施設稼働に伴う運搬車両の増加台数を加味した交通量の予測計算を行った結果、各交差点の交通容量等を下回ることを確認しております。2点目として『交通安全上支障がないこと』という視点からは、搬入搬出車両の経路となる道路は十分な幅員を有しております。また、申請者は運搬車両の近隣住宅団地内への終日進入禁止や車両サイズによって通行ルートを制限するなど、社内にて交通安全の徹底を図っております。景観への配慮については『施設の高さ、大きさに応じて植樹等により景観への配慮がされていること』という視点からは、申請者はこれまでも周辺景観に配慮し、敷地の周囲に緑地帯を設けるなどしており、本件についても長野市緑を豊かにする条例や、工場立地法に定められた緑化基準を満たす計画となっており、環境への配慮がなされていると判断できます。

次のスライドをお願いします。最後に、建築基準法とは別に、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に係る手続きも並行して進めており、本年3月と8月に周辺住民に対し、事業の説明会が開催されました。周辺環境への影響を心配した意見も出たようですが、申請者側から考え方や対応等についての回答を行ったとのこと。その後、意見書等の提出はなかったとのこと。

最後のスライドをお願いします。説明は以上となりますが、建築基準法の規定に照らし、当該処理施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと判断しております。また、都市機能の一部として欠くことのできない施設であることから、建築基準法第51条の規定に基づき許可できるものと考えております。以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長            ありがとうございました。議案1号は前回の審議会において、調査事項としてご説明いただきました。前回と重複する部分もありますがということで、丁寧に説明いただき、更に8月29日には敷地境界から200m以内の地区で説明会が開催され、意見書の提出はないとのこと。ただいまの説明について、ご意見ご質問等がございましたら挙手して発言をお願いします。いかがでしょうか。前回も説明があり、皆様からご意見をいただき、それに対する回答もありましたので、内容はある程度ご存知かと思えます。環境調査等もしていただき、判断基準等に照らしても特に問題ないということ。いかがでしょうか。

○委員            はい。最後の結論にもありますが、これまでも説明いただき、申請している会社は今までの実績も非常にありますし、公益性の高いものなので問題はないかなと思っております。2点お聞きしたいのですが、まず、環境調査の中で騒音関係がありますが、こ

れは8月29日の説明会でも説明があったのか。あと、平米数の上限は関係ないのでしょうか。

○事務局　　まず、2点目の質問からお答えいたします。許可の要否については、あくまで廃棄物処理の種類とその処理方法、量によって決定します。規模については、いわゆる建ぺい率や容積率といった建築基準法の一般規定で審査される内容で、それは現状、適合していると考えております。1点目のご質問は、廃棄物対策課で回答いただきます。

○事務局　　廃棄物対策課の中嶋と申します。騒音・振動の関係ですが、生活環境影響調査の中に騒音・振動の項目もあり、その点も含めて説明会で説明したと、申請者から説明を受けております。

○委員　　今の回答どおり、騒音・振動についても説明の上で意見書の提出もなく、規模としても問題ないとのことなので、許可は妥当という判断を尊重できると思います。

○議長　　ありがとうございます。その他いかがでしょうか。前回、委員さんから質問等いただき、その回答もありました。また、この第86回審議会に向けて疑義等あれば事務局にご意見を寄せていただくことになっていました。判断基準と環境評価についても特に問題なく、事業者さんがしっかりと自主規制値を設けて検討しているとのことなので、問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。では、これより議案1号の採決を行います。採決は、挙手による方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。では、挙手による採決を行います。議案1号に賛成の委員は、挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案1号は原案どおり決定いたします。

続いて、調査事項ア 長野都市計画ごみ処理場の廃止について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　都市計画課の柳沢と申します。私から、調査事項ア 長野都市計画ごみ処理場の廃止について説明いたします。資料2をお願いします。廃止する施設は、北信保健衛生施設組合不燃物処理センターです。

次に、スライド2をご覧ください。当該施設は、山ノ内町大字戸狩に立地しております。

スライド3をご覧ください。施設の概要を説明いたします。運営は北信保健衛生施設組合、昭和56年7月に竣工した施設で、当時の構成市町村は中野市、山ノ内町、豊野町、豊田村、小布施町です。処理内容は、各市町村の一般家庭から排出される金属くず等となります。

スライド4をご覧ください。本施設の都市計画内容について説明いたします。種別はごみ処理場です。施設名は先ほどご紹介したとおりで、都市計画の決定日は昭和56年3月4日、決定者は山ノ内、中野、須坂、長野都市計画で、括弧内はそれぞれ都市計画を決定した行政です。加えて、米印に記載しておりますが、本施設の決定当時は旧豊野町と長野市は同じ都市計画区域として運用していたため、長野都市計画施設として決定したごみ処理場となっております。

スライド5をご覧ください。施設廃止の理由ですが、読み上げます。本施設は、施設の老朽化を契機とし、今後の不燃物処理方法について検討した結果、共同処理は継続したうえで、

本施設は廃止とし、民間委託により処理を行うこととなった。よって、本施設は令和3年3月末に稼働を停止し、施設の取り壊しを行うことから、都市計画施設の廃止を行うものです。

スライド6をご覧ください。施設廃止の経緯ですが、今後の運営方針を決定するための運営検討委員会を設置し検討した結果、施設の更新費用や維持管理費用の負担が大きいことから、民間へ委託することで合意したものです。なお、長野市では長野広域連合が整備を進めていた施設の稼働に伴い、平成31年3月末に当組合から離脱しております。

スライド7をご覧ください。長野市都市計画施設における新旧対照表です。上段が現在の長野都市計画で決定しているごみ処理場で、下段が廃止後です。

スライド8をご覧ください。今後のスケジュールについて説明いたします。令和4年9月20日に県知事へ事前協議を行い、意見なしと回答をいただいております。素案の閲覧は昨日14日から行っており、今後は公聴会、案の縦覧、県知事協議を進め、令和5年2月頃に予定している次回審議会にてご審議いただきたいと考えております。また、本施設の都市計画廃止手続きにおいては、山ノ内町、中野市、小布施町と同時に進めており、令和4年度内に同時で決定告示を目指しております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。調査事項ア についてご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願いします。施設廃止の経緯からみても、民間に委託するということです。したがって、都市計画施設として残ってしまうので廃止したいということです。何かお気づきの点、ご質問等ありましたらお願いします。今後の予定としては令和5年2月にご審議いただくこととなりますが、調査事項なので今のうちに分からないことやご意見等あればお願いします。いかがでしょうか。もし何かお気づきの点等あれば、事務局へご連絡いただければと思います。では、調査事項ア はこれで終了といたします。

その他、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。以上で議事は全て終了となりますので、議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

## ◎閉会

○司会 柳沢会長、ありがとうございました。委員の皆様方も、ご審議いただきましてありがとうございました。最後に、次第5 その他として、事務局より次回の審議会日程についてご案内いたします。次回の審議会は、2月10日（金）午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたら改めてご通知いたしますので、よろしく申し上げます。終わりに、都市計画課 課長の桑原から閉会のご挨拶を申し上げます。

○事務局 桑原でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、また熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症におきましては、国による全国旅行支援が始まるなど、ウィズ

コロナを見据えた取り組みが進んでいきますが、県内では昨日、医療非常事態宣言が発出されるなど、未だ予断を許さない状況が続いております。委員の皆様におかれましても、くれぐれもお体にご留意いただき、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。

それでは以上をもちまして、第86回長野市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。